

## 家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(平成11年法律第112号)

### ア、主旨

家畜排泄物は、これまで、畜産業における資源として、農産物や飼料作物の生産に有効に活用されてきた。

しかしながら、近年、畜産経営の急激な大規模化の進行、高齢化になりつつある一方、地域の生活環境に関する問題も生じている。

他方、我国全体において資源循環型社会への移行が求められるとともに国民の環境意識が高まる中で、家畜排泄物について、その適正な管理をかくほし、堆肥として農業の持続的な発展に資する土作りに積極的に活用するなどその資源としての有効利用を一層促進する必要がある。

このため、畜産業における家畜排泄物の管理の適正化を図るための措置及び利用を促進するための支援措置を講ずることにより、我が国畜産の健全な発展を図るものとする。

### イ、概要

#### (ア) 家畜排泄物の管理の適正化のための措置

##### ○管理基準の遵守

農林水産大臣による家畜排泄物の処理、保管施設の構造基準等を内容とする管理基準の策定(第3条第1項)

##### 管理基準(施行規則第1条第1項)

##### 施設の構造に関する基準

- ・ ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適切な覆い及び側壁を有する物とすること。
- ・ 尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

##### 家畜排泄物の管理の方法に関する基準

- ・ 家畜排泄物は、施設において管理すること
- ・ 送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと。
- ・ 施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと

畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排泄物の管理(第3条第2項)

都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施(第4~5条)

##### 小規模畜産農家については、管理基準は適用しない(施行規則第1条第2項)

- ・ 牛 10 頭未満
- ・ 豚 100 頭未満
- ・ 鶏 2,000 羽未満
- ・ 馬 10 頭未満

指導・助言、勧告・命令の流れ

- (a) まず、自発的な管理の適正化を促すために指導・助言を行い
- (b) なお、管理基準に違反している者に対して、勧告を行い、更に強く自発的な管理基準の遵守を促し、
- (c) それでも、管理基準に従わない者に対して命令を行うことができる。

理基準の適用については、必要な経過期間（最大で 5 年間）が設定されていたが、平成 16 年 11 月 1 日に完全施行。

(イ) 家畜排泄物の利用の促進のための措置

基本方針の策定（第 7 条）

農林水産大臣による家畜排泄物の利用の促進に関する基本方針の策定

都道府県計画の作成（第 8 条）

都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

金融上の支援措置（第 11 条）

(a) 畜産業を営む者が作成する処理高度化施設整備計画の認定（都道府県知事）

(b) (a)の認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫の融資（施設の取得等に必要  
な資金のほか、施設・機械の賃貸料の全額一括支払い等に必要資金を融通）

(ウ) 基本的枠組み

